

家事調停委員になって

貝山久子

昭和59年4月に浦和家庭裁判所の家事調停委員に任命された。調停委員を希望した理由は、35年間も浦和に住みながら日も身体も東京にばかり向けてすごしてきたので、何か地元のために役立ちたいという気持の他に、今までと全く異った分野の勉強が出来る、定年70才というのが魅力的だったからである。私が調停委員になれたのは、女高師時代のクラスメートの御夫君で、何代か前の浦和家庭裁判所長であられた小河八十次氏の御推輓によるもので、その他4回生の前沢智恵子さんにもお世話になった。

調停委員会は、裁判官と男女の調停委員の3人で組織されて調停に当るが、事案の中何と云っても多いのは夫婦間の問題で、新米の私はベテラン委員と組んで夫婦間調整に当ることが多い。

我が国の離婚件数は、昭和38年を底として増加の一途を辿っており、59年にはやや減少したものの年間約18万組の夫婦が離婚に追いこまれている。その中の91%は協議離婚で、調停離婚は8%、その他1%となっている。また家庭裁判所に申立てられる離婚調停件数の中、75%は妻からの申立てによるものである。離婚する18万組の夫婦の中69%には未成年の子供が居り、その数は今や22万人をこえている。調停離婚の場合は、子供の親権や養育費の支払いについてもとりきめられ、記録されて判決と同様の効力をもつが、協議離婚の場合はそれらのとりきめが明確に行われない場合も多いようである。子供の70%は妻に引きとられており、今や母子家庭の半数以上が離婚によるものであるという。これら母子家庭の中で、経済的に

安定している例は極めて少い。別れた夫が子供にキッチンと養育費を支払っているのは僅か20%にすぎないという。これには面接権にかゝる問題や、夫の再婚など理由はいろいろあると思われるが、何と云っても責任観念の欠如は責められて然るべきであろう。母子家庭の平均収入は、一般世帯の約40%といわれ、その結果児童扶養手当の支給額（10年間で約10倍）や生活保護世帯はうなぎ昇りに増加し、財政面からも無視できない状態になっている。

厚生省は昭和59年6月、増加し続ける離婚がひきおこすさまざまな社会問題、とくに離婚した夫婦の子供の福祉について、行政としての対応策を探るために8人の委員から成る、“離婚制度等研究会”を発足させたが、この報告書が昨年暮にまとめられた。このことは新聞もかなりのスペースを割いて報道したので御記憶の方も少くないと思う。その骨子とするところは、協議離婚制度の改善をめざすために、結婚生活の崩壊を防ぐための総合的な相談機関の整備、離婚に際しての子供の権利の確保、養育費支払いに関する規定の整備と履行の確保についての具体策を提言したものである。この提言が果してどれ程の効果を挙げ得るか——については今後の行政と何よりも先ず当事者の自覚に俟たねばならない。最近では子供の親権を拒否し、相互に押しつけあう事例さえあると聞くが、私の乏しい経験の中ではそのような例はなく、大方が母親に引きとられたことがせめてもの救いである。

(地図情報センター)

英国紅茶事情

吉田知子

イギリス人のお茶好きは非常に有名なことと云います。イギリスのティータイムについてレポー

トしたく存じます。

アーリー・モーニング・ティーという習慣をす